

八戸市公共下水道基本構想

平成 28 年 3 月

はじめに

八戸市の公共下水道事業は、昭和 28 年に新井田川と馬淵川に挟まれた市街地約 740ha を対象として、合流式を採用した基本計画を策定し、昭和 31 年度から小中野地区約 63ha の事業に着手したのがはじまりです。

昭和 40 年代には、高度経済成長期の到来に伴い、公共用水域の水質汚濁が全国的な社会問題となりましたが、本市においても新産業都市の指定を契機として、人口集中など都市化が進展し、水産加工業をはじめとする産業活動の活発化による工場排水や、生活水準の向上に伴う生活排水等が増加し、新井田川・馬淵川など河川や港湾の水質汚濁が急速に進みました。

このような問題を背景として、昭和 46 年、公害対策基本法に基づき新井田川河口水域の環境基準が設定され、本市の下水道基本計画も昭和 48 年にかけて、処理場の位置や排除方式を合流式から分流式(一部合流式)とする見直しを行いました。

一方、青森県は昭和 52 年、「新井田川河口水域流域別下水道整備総合計画(以下、流総計画)」を立案し、本市を含む 1 市 3 町を対象とした馬淵川流域下水道計画を策定しました。

これらを上位計画として、昭和 60 年、再び基本計画の見直しを行い、馬淵川を境として右岸地域を単独公共下水道(東部地区)、左岸地域を流域関連公共下水道(馬淵川地区)とする現在の下水道基本計画の骨格が形成されました。

さらにその後、流総計画、流域下水道計画が計画区域や原単位を見直したことに伴い、平成 2 年度及び平成 22 年度にこれら上位計画との整合を計るため、基本計画の見直しを行い、平成 27 年 4 月現在、5,041ha を都市計画決定し、4,336.4ha について事業計画を策定し整備を進め、平成 26 年度末には東部処理区 2,555.5ha、馬淵川処理区 763.4ha の整備が完了しています。

しかしながら、少子高齢化による本格的な人口減少社会の到来など、污水处理施設の整備を取り巻く諸事情が大きく変化していることや、国及び市の財政が依然として厳しい状況にあることに伴い、污水处理施設のさらなる効率的整備が求められています。

1 基本構想見直しの背景と目的

1 - 1 背景

本市の公共下水道は、平成 22 年度に基本計画の見直しを行い、平成 27 年 4 月現在、5,041ha を都市計画決定し、4,336.4ha について事業計画を策定し整備を進めており、平成 26 年度末には東部処理区 2,555.5ha、馬淵川処理区 763.4ha の整備が完了しています。

しかしながら、少子高齢化による本格的な人口減少社会の到来や、国及び市の財政が依然として厳しい状況にあること、さらには昭和 31 年の工事開始から 59 年が経過し、今後管渠、ポンプ施設、処理施設の改築更新が増大していくことが予想されることなど、汚水処理施設の整備を取り巻く諸事情が大きく変化していることから、さらなる効率的な整備が求められています。

こうした中、平成 26 年 1 月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（以下、「新構想マニュアル」という。）が国土交通省、農林水産省、環境省の連名により策定・公表され、基本構想の早急な見直しと各種汚水処理施設の概成のための計画策定が求められています。

概成：地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること。

1 - 2 目的

今回の新構想マニュアルに基づく基本構想見直しの目的は、以下のとおりです。

人口減少化における汚水処理施設整備手法の選定
汚水処理施設の早期概成を考慮した整備優先順位の設定

公共下水道計画区域内の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本とした整備手法の検討を行います。

また、新構想マニュアルでは今後 10 年程度を目処とした汚水処理施設の概成のための中期計画（アクションプラン）の策定が求められていることから、平成 37 年度を目標として、整備費用、住民の意向等の地域ニーズ、水環境保全、施工性や用地確保の難易度などの地域特性を考慮した各地域における整備優先順位の設定を行います。

2 基本構想の概要

2 - 1 将来フレーム想定年度

将来フレームの想定年度は、青森県汚水処理構想（仮称）と整合を計り、次のとおりとしました。

中期計画（アクションプラン）	：平成 37 年度
長期計画（施設計画検討）	：平成 47 年度

2 - 2 将来行政人口

将来行政人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が平成 25 年 3 月に公表した推計人口を採用します。

表 1 将来行政人口

平成 37 年度	平成 47 年度
209,088 人	185,223 人

2 - 3 汚水処理施設整備区域

検討の結果、汚水処理施設整備区域を別図のとおりとしました。

汚水処理施設

・公共下水道

・農業集落排水

・合併処理浄化槽

3 中期計画（アクションプラン）の概要

中期計画（アクションプラン）における整備区域は、次の基準により決定しました。

- ・市街化区域内であること。
- ・人口密度が高く、投資効果が高いこと。
- ・都市計画街路事業などの他事業に起因する整備時期の制約が無いこと。

これらの条件を総合的に判断し、中期計画（アクションプラン）の期間内に整備する区域は次図のとおりとしました。

また、中期計画期間内に整備する区域の諸元は、次表のとおりとしました。

中期計画（アクションプラン）における整備区域（別図参照）

今後 10 年間で整備を予定している区域（計画目標年度：平成 37 年度）

表 2 中期計画（アクションプラン）の概要

区 分		面積 (ha)	管渠 延長 (km)	必要となる 建設費 (百万円)	完了までの 必要年数
市街化 区域	既事業計画区域	960.5	102.3	12,968	5.4 年
	事業計画拡大予定区域	290.0	79.0	11,032	4.6 年
	計	1,250.5	181.3	24,000	10.0 年